

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日替り、  
の翌日)

## 目次

- ◇告 示 保険医療機関の指定  
保険医療機関の指定の取消し  
国民健康保険法による療養取扱機関の申出の受理の取消し
- 米飯提供業者の業者登録
- 土地改良事業計画の適否の決定(三件)
- 基本測量の終了
- 出納長の権限に属する事務の委任
- ◇公 告 危険物取扱者試験の合格者  
調理師試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第五百五十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十二年七月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
森脇耳鼻咽喉科医院	倉吉市新町三丁目 一〇八一の四	昭和五十二年七月二十二日
宮田歯科医院	気高郡青谷町青谷 四〇四三の一	昭和五十二年七月五日
森本外科、脳神経外科医院	東伯郡東伯町大字逢束 一一一〇	昭和五十二年七月十八日
井上医院佐治出張診療所	八頭郡佐治村加茂 六九二一五	昭和五十二年七月一日
須山医院	米子市東町五六一 たまビル二階	昭和五十二年七月十一日
仮設境港日曜休日応急診療所	境港市元町一一三	昭和五十二年八月七日

### 鳥取県告示第五百五十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条の十二の規定に基づき、次の保険医療機関の指定を取り消したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十二年七月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療所の名称 岡本歯科医院	所 在 地 東伯郡東伯町浦安字下中坪 一〇二ノ二	指定の取消し年月日 昭和五十二年七月十五日
------------------	--------------------------------	--------------------------

鳥取県告示第五百五十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十八条の規定に基づき、次の療養取扱機関の申出の受理を取り消したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年七月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名 岡本歯科医院	所 在 地 東伯郡東伯町浦安字下中坪 一〇二ノ二	申出受理の取消し年月日 昭和五十二年七月十五日
-------------------	--------------------------------	----------------------------

鳥取県告示第五百五十六号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の業者登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年七月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

米飯提供業者

登録番号	登録年月日	氏 名	名称又は屋号	住 所	営業所の所在地
鳥振第二三号 (新規)	五二、四、五	大 橋 隆 夫	因幡のしろうさぎ	鳥取市栄町五〇一	鳥取市白兔浜六六一
〃 二四号	五二、六、二七	石 橋 田 鶴 子	茶 や	気高郡青谷町大字青谷三、三四二	気高郡青谷町大字青谷三、四一八
〃 二五号	〃	株式会社ミラベル風月 代表取締役 浦川 信義	ミラベル風月	鳥取市木町一ノ二〇八	鳥取市栄町六一九 大平ビル西館一F
八振第九号 (〃)	五二、七、一二	田 中 月 子	デイスコ	八頭郡用瀬町用瀬三五〇	同 上
〃 一〇号 (〃)	〃	北 谷 俊 一	しとや	〃 三四九一	〃
倉振第一一号 (〃)	五二、四、一五	正 司 忠 夫	パラダイス	倉吉市明治町一、〇三一の二八	倉吉市八屋一五八の二



三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百五十九号

昭和五十二年六月二十四日付けで日野町から申請のあつた土地改良（秋縄地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年七月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年七月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百六十号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年七月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（二等重力測量）

二 作業地域

鳥取市、米子市、倉吉市、智頭町、鹿野町及び溝口町

三 終了年月日

昭和五十二年六月十八日

鳥取県告示第五百六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十一条第四項の規定により、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させた。

昭和五十二年七月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 委任する事務

大阪フィルハーモニー交響楽団演奏会入場料の収納事務

二 委任を受ける出納員

鳥取県教育委員会文化課

文化係長 薦井洋史

三 担任する期間

昭和五十二年八月一日から同年九月二十七日まで

公 告

昭和52年6月27日に実施した危険物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和52年7月22日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

乙種第4類危険物取扱者試験

橋崎 隆雄	耶上 英幸	景井 隼人	重森富美雄	鈴木 敏彦
清水紀美枝	森本 利美	清水 幸治	福田 直恵	西根 俊一
井藤 光雄	加藤 善一	大橋 浩	辻 純一	大西 幸生
網師 進	伊田 昇	前田 清次	岩田 清	坂本 誠一
大谷ミチヨ	有田 昌雄	前田 寿一	米村 年博	岩崎 誠一
高木 敦夫	川谷 行孝	西尾 清野	前田 幸広	西岡 正
山本 勝雄	前岡 友市	前嶋 満徳	前田 武志	神谷 敏男
浦野 悟	村島 勇	浜口 寛雄	小西 宏	中島 良雄
平井世志一	福田千紉吏	村田 義夫	小谷 幸人	中野 照幸
和田 君之	西村 通弘	山根 一宏	山根 和明	田中 良弘
北尾 義行	田中小俊美	中尾 修	竹内 国夫	中野 博和
原 理夫	中田 秀夫	松木 秀治	原田 章生	田中 勉

小林 政俊	西村 益美	奥田 義男	広田 文夫	綱本 光男
森本 慶雄	山崎 弘一	木村 茂美	香川 和彦	山本 昭
深田 弘	福井 春義	西本 純一	小谷 和博	河村 高志
松田 貴旨	石田 洋二	伊藤 弘夫	後藤 二朗	若松 慎一
田中智恵美	河本 博	加藤 水恵	垣内 清美	橋谷 昌徳
中村 慶和	小倉 昇	横山 松井	福井 二朗	会見 弘司
中村 光晴	鈴木由記夫	松井 松井	川本 憲昭	山辺 智一
宮本 昭弘	会見 幸一	籾 正堂	片山 晶司	石賀 山
前田 薫	岡本 研忠	籾 雅博	石賀 泰治	石賀 泰治
土橋 辰成	岡本 内田	手嶋 原	片山 晶司	池田 世波
高岡 敏明	吉尾 博	山崎 淳博	安藤 英揮	西山 隆徳
加藤 正俊	深田 修	石原 正一	小原 光正	増原 令則
三島由美子	角田 明	角田 健	藤谷 六生	三原 勝已
末吉 孝博	楠山 克己	中野 寿人	大脇 宏義	生田 博子
小別所伯匡	柏木 光夫	吉田 優事	長見 彰	杉村 勝美
船木 親彦	杉原 忠男	吉田 秀樹	長谷 敬三	本池 通昌
永瀬 和夫	福本 美治	藤井 春夫	長谷 勝美	田中 一郎
宮本 良博	渡部 勇	長谷川充昭	若下 直行	今岡 和仁
栗林 健文	谷末 克也	村中 三郎	若槻 正雄	木暮 一
永井 浄治	森下 武	篠崎 昭広	竹内 礼次	木下 昌人
中井 寿明	足立 龍雄	足立 出	森腰 透	宮崎 亨介
佐川 武久	望月 保穂	植田美登志	井上 正彦	足立 彰夫
池田 建二	高橋 祐二	佐々木 新	徳田 和也	田子 勝
山本 雅人	高橋 孝二	坂東栄之輔	長谷川明男	勝部 晴美



徳岡 秀実	井澤 孝夫	永田 純子	岡本 晃尚	大崎 佳宏
松本 隆徳	二宮 和男	田中 幸信	白根 元三	実 美
喜美田 勝	山浦 康正	荒木 順一	松本 勝也	福原 敬洋
山形 久志	川上 直樹	後藤 修	徳岡 秀司	末次 浩司
谷口 義人	坂本 環	長尾 正史	井竹 伸一	宇田川 満
瀬川 明	加藤 恒治	木村 史郎	森 干津子	松原 心助
小枝 真治	横田 武夫	細田 卓	細田 功	多賀 正清
桑垣 薫	角 省吾	金川 博義	沢田かね子	石田千八子
小田原須恵子	河村 博	鍋倉 憲明	野口 寿	遠藤 勇
土居 作造	影山 英雄			

調理師法 (昭和33年法律第147号) 第3条第1項第3号に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

昭和52年7月22日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則 (昭和33年厚生省令第46号) 第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したものを

- (1) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令 (昭和16年勅令第148号) による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令 (昭和18年勅令第36号) による中等学校の2年の課程

を終わつた者

(4) 調理師法施行規則附則第3項各号の一に該当する者

2 試験の日時

昭和52年10月5日 (水) 午前9時から

3 試験の場所

(1) 鳥取、郡家及び浜村の各保健所管内の受験者

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

(2) 倉吉保健所管内の受験者

倉吉市蔵城279 鳥取県中部総合事務所

(3) 米子及び根雨の各保健所管内の受験者

米子市純町一丁目160 鳥取県西部総合事務所

(4) 県外に居住する受験者

上記各試験場のうち、受験者の希望する試験場

4 試験科目

- (1) 衛生法規
  - (2) 公衆衛生学
  - (3) 栄養学
  - (4) 食品学
  - (5) 食品衛生学
  - (6) 調理理論
- 5 受験手続
- (1) 提出先
    - ア 県内居住者
    - イ 住所地を管轄する保健所

- イ 県外居住者  
受験希望地を管轄する保健所
- (2) 提出書類  
ア 受験願書 (別記様式1によること。)  
イ 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し  
卒業証明書等の氏名が、婚姻その他の理由により現在の氏名と異つている場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。  
ウ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類(別記様式2によること。)  
エ 写真(受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽、上三分身像でライカ版縦3.5cm横2.5cmのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)  
(3) 提出期間  
昭和52年9月1日から昭和52年9月10日まで。ただし、郵送の場合は、提出期間内の消印のあるものは、有効とする。
- 6 受験手数料及びその納付方法  
(1) 受験手数料 2,000円  
(2) 納付方法  
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けること。この場合、消印をしないこと。
- 7 携行品  
筆記用具及び受験票
- 8 その他  
(1) 受験者は、試験当日午前9時までに試験場に出頭し、係員の指示を

受けること。

(2) 合格者の氏名を、試験後15日以内に所轄保健所に掲示するとともに、合格者には合格証を交付する。

別記様式1

調理師試験受験願

鳥取県知事 殿

収入証紙  
はり付け欄

調理師法第3条第1項第3号に規定する調理師試験を受けたいので、関係書類を添えてお願いいたします。

昭和 年 月 日 氏名 印

本籍		性別	男・女
現住所		郵便番号	
氏名	ふりがな	生年月日	昭和 年 月 日 大正 年 月 日 昭和 年 月 日
最終学歴	学校名(中退の場合は、その前) の最終学校	昭和 年 月 入学	昭和 年 月 卒業
現在の就業先	電話 局 ( )	昭和 年 月 から	現在に至る。



別紙様式 2

## 調 理 業 務 従 事 証 明 書

従事者氏名 (受験者)

生年月日 明、大、昭 年 月 日

上記の者は、下記のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

勤務施設名		電話	
勤務施設所在地		電話	
施 設 の 種 類	種類(該当のところに○印をつけること)	許可番号及び許可年月日 又は開設年月日	調理業務の内容(なるべく 具体的に記載すること)
	(飲食店関係営業) 1. 飲食店営業 2. 喫茶店営業 3. 魚介類販売業 4. そうざい製造業	(許可年月日) 年 月 日 (許可保健所名 第 号)	
種 類	(給食施設) (1日 回 食) 1. 寄宿舍 2. 学 校 3. 病 院 4. その他 (事業所、社会福祉施設、きょう正施設、 自衛隊、給食センター等)	(開設年月日) 年 月 日	
	上記の施設で調理業務(調理 業務を本業とした場合の期間 に限る。)に従事した期間	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	計 年 月
施設の廃業年月日		年 月 日	

昭和 年 月 日 証明者住所 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_  
地位 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

- 注 (1) 原則として当該施設長が証明すること。ただし、従事者と施設長が同一人である場合、施設長が配偶者若しくは二親等内の血族である場合又は廃業等によつて元の施設長がいない場合は、調理師会等所属団体の長若しくは同業者が証明すること。
- (2) 証明印は、当該施設の施設長の職印を用いること。個人が証明する場合は印鑑届のしてある印を用い、印鑑証明を添付のこと。